

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、ひとり親、子育て支援の福祉医療事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府綾部市長

## 公表日

令和7年5月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務
②事務の概要	<p>医療給付(支給)制度に基づき、ひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。            特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。            ①医療費助成事務(ひとり親、子育て支援)</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;            ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。            ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。            ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	福祉医療システム、福祉医療システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第6号及び第9号、別表項番8及び65に準ずる事務
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第6号及び第9号、別表項番8及び65に準ずる事務
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康こども部 子育て支援課 子育て担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4252
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	医療給付を別の人に対して登録するミスが発生しないように、システムで対象者を検索するときには氏名、生年月日、住所を申請書等と照合して特定している。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]  <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ <input checked="" type="checkbox"/> 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	綾部市研修計画に従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月30日	II 1. いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年4月30日	II 2. いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	I 7. 請求先	企画総務部 総務課 情報管理担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	事後	
令和4年6月13日	II 1. いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和4年6月13日	II 2. いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和4年6月13日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務	事前	
令和4年6月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	未定	実施する	事前	
令和4年6月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務	事前	
令和4年6月13日	IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの連携	[O]接続しない	[ ]接続しない	事前	
令和4年6月13日	目的外の手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和5年6月13日	II 1. いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月13日	II 2. いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月3日	評価書名	福祉医療給付事務 基礎項目評価書	ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務 基礎項目評価書	事後	令和6年度機構改革に伴い、11.福祉医療給付事務を3事務に分けたことにより評価書名の変更を実施
令和6年4月3日	I 1. ①事務の名称	福祉医療給付事務	ひとり親、子育て支援の福祉医療給付事務	事後	
令和6年4月3日	I 1. ②事務の概要	医療給付(支給)制度に基づき、重度心身障害児(者)及びひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成及び老人医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(重度心身障害児(者)、ひとり親、子育て支援、老人)	医療給付(支給)制度に基づき、ひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(ひとり親、子育て支援)	事後	
令和6年4月3日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務	事後	
令和6年4月3日	I 4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65、94、108に準ずる事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務	事後	
令和6年4月3日	I 5. ①部署	市民環境部 市民・国保課	健康こども部 子育て支援課	事後	
令和6年4月3日	I 5. ②所属長の役職名	市民・国保課長	子育て支援課長	事後	
令和6年4月3日	I 7. 請求先	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	企画総務部 総務課 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年4月3日	I 8. 連絡先	市民環境部 市民・国保課 福祉医療・年金担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280(代表)	健康こども部 子育て支援課 子育て担当 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4252	事後	
令和6年4月3日	II 1. いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月3日	II 2. いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年5月7日	I 1. ②事務の概要	医療給付(支給)制度に基づき、ひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(ひとり親、子育て支援)	医療給付(支給)制度に基づき、ひとり親家庭等の医療費助成及び子育て支援医療費助成の対象者に医療給付事務等を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①医療費助成事務(ひとり親、子育て支援) <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年5月7日	I 1. ③システムの名称	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	福祉医療システム、福祉医療システム(標準準拠システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、Public Medical Hub(PMH)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月7日	I 3. 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第6号及び第9号、別表項番8及び65に準ずる事務	事後	
令和7年5月7日	I 4. 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第9号、別表第二項番65に準ずる事務	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条(特定個人情報の提供の制限)第6号及び第9号、別表項番8及び65に準ずる事務	事後	
令和7年5月7日	I 9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	II 1. いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年5月7日	II 2. 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	認識違いによる訂正
令和7年5月7日	II 2. いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年3月31日時点	事後	
令和7年5月7日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[O]委託しない	[ ]委託しない	事前	
令和7年5月7日	IV 8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない	事後	新様式で追加された項目
令和7年5月7日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新様式で追加された項目